

昭和二十五年四月二十二日受領
答弁第一二七号

(質問の 一二七)

内閣衆質第一一三号

昭和二十五年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に関する質問に対する答弁書

農家の保有麦類と米との交換配給については、麦類の偏作農家に対し、その食内容を調整するため、その希望により、一定の基準に基いてこれを実施し来つたのであつて、この場合配給される米の価格については、消費者価格によることとし、消費者価格によつて配給を希望する者に対してのみ、交換の措置を講ずることとしているのである。従つて消費者価格と生産者価格との差額を拂戻すことになつていないので御了承願いたい。

右答弁する。